

概 要

地震時における家具転倒等による人的被害を最小限に抑えるため、区内の希望世帯を対象に、家具の転倒防止器具やガラスの飛散を防止するためのフィルム等を現物で助成。

あわせて、高齢者のみの世帯や障害者がいる世帯等に対しては、助成を受けた家具転倒防止器具等の取り付け支援も行っている。

背 景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者約6,400人、重軽傷者約43,000人という甚大な被害をもたらした。

このうち「家屋の倒壊、家具類等の転倒による圧迫死」は最も多い死亡原因として全体の約9割を占めており、首都直下地震発生の切迫性も指摘される中、震災時における人的被害を抑える観点から、住居内における家具の転倒防止対策に取り組むことが求められていた。

家具転倒防止対策促進事業

1 . 概要

港区内に住所を有し、住居内の家具の転倒防止対策をしようとする世帯を対象に、家具転倒防止器具等を現物で助成している。

2 . 助成品目等

【助成品目（例）】

マグニチュード7（隙間設置用つっぱり棒）
 タンスガード（壁面固定用ベルト式金具）
 ふんばる君（転倒防止用マット）
 ガラス飛散防止フィルム

【助成限度】

各品目ごとに設定されたポイント（1P 300円）に応じ、合計50Pを限度に助成。助成は一世帯につき1回限り。

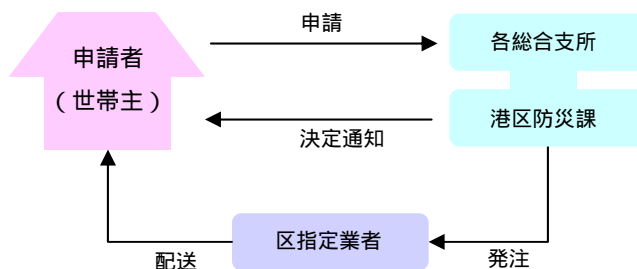


【マグニチュード7 15P】



【ふんばる君 6P】

3 . 申請等の流れ



4 . 活用制度

なし

家具転倒防止器具等の助成は単独事業として実施

家具転倒防止器具等取付支援事業

1 . 概要

家具転倒防止対策促進事業の助成決定者の中で、高齢者のみ世帯や障害者のいる世帯等を対象に、家具転倒防止対策促進事業の助成を受けた器具等の取り付け支援（無償）を行っている。

2 . 対象世帯

区内に住所を有し、助成を受けた器具等を自力で取り付けることが困難な世帯であって、下記のいずれかに該当する世帯。

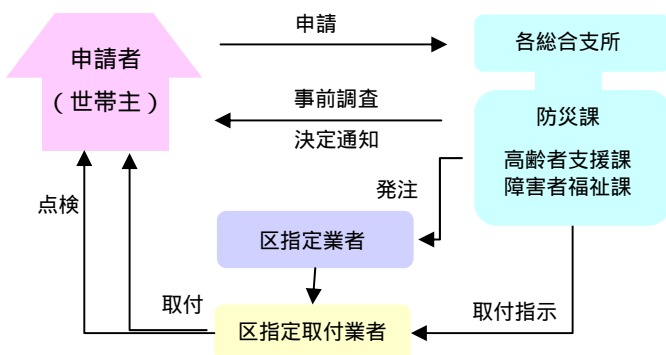
65歳以上の高齢者の単身世帯又は高齢者のみで構成される世帯

介護保険法による要介護認定（要介護3以上）を受けた者の属する世帯

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等の属する世帯

その他区長が特に必要と認める世帯

3. 申請等の流れ



4. 活用制度

なし
家具転倒防止器具等の取付支援は単独事業として実施

実績・評価

【実績】（平成18年度実績）

家具転倒防止器具等助成：約1,800世帯
家具転倒防止器具等取付支援：約350世帯

【評価】

家具転倒防止器具等として様々な物品を用意するとともに、受付窓口を地域の総合支所とすることで、制度活用の申請がしやすいものとなっている。

引き続き、家具転倒防止器具等を用いた防災対策の必要性を多くの区民に理解してもらい、本制度のさらなる周知を図ることが重要である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	防災・生活安全支援部 防災課
関連部局	保健福祉支援部 高齢者支援課 障害者福祉課

【連携のポイント】

防災課が所管する家具転倒防止対策促進事業の助成決定者のうち、自力での器具の取り付けが困難な高齢者等を対象とした取り付け支援制度を福祉部局が制度化することにより、高齢者等による本制度の積極的な活用が可能となった。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

防災・生活安全支援部 防災課 03-3578-2541
保健福祉支援部 高齢者支援課 03-3578-2400
保健福祉支援部 障害者福祉課 03-3578-2671

【関連HP】

区HP（広報みなと）
<http://www.city.minato.tokyo.jp/koho/2007/km070401/1650tps2.html>